

仙塩広域都市計画事業

名取市下増田臨空土地区画整理事業

保留地申込み及び契約に関する説明書

保留地購入に関する特記事項

平成24年1月

西松建設株式会社

## 保留地申込み及び契約に関する説明書

### (申込み)

申込みは保留地購入申込書に所定の事項を記入し、住民票（世帯全員）を添付の上、西松建設なとりりんくうタウン美田園販売所に提出するものとする。申込みの方法は持参またはファックスによるものとするが、ファックスにより申込みをした者は契約締結までの間に申込書と住民票の原本を提出すること。

申込みは一世帯につき一回を基本とし、複数の申込があった場合はその一部または全部を無効とすることがある。

### (売渡人)

当保留地の売渡人（売り主）は西松建設株式会社とする。

### (買受人の決定)

原則として申込書の提出のいちばん早い者が契約する権利を得るものとする。同一区画に申込者が複数いた場合は、申込書の提出の早い者から順位を付け、キャンセルが出た場合はその順に契約する権利を得るものとする。

契約はその権利を得た日から4週間以内に行うものとし、それまでに契約が成立しなかった場合は、次の順位の者にその権利が移るものとする。

申込者が得た権利は第3者に譲渡することができない。

売り主が契約の相手として不適格であると判断した場合は契約をしない場合がある。

### (契約保証金)

買受人は土地売買契約時までに売買代金の10%を契約保証金として銀行振り込みにより支払うものとする。

### (土地代金の支払い)

買受人は、契約した日から50日以内に売買代金（残金）を完納することを基本とする。

### (土地の引き渡しと使用収益)

買受人が売買代金を完納したときは、当該土地を引渡すものとする。また土地を引渡しした時は、買受人はその土地を使用し、収益することができる。

### (所有権移転登記)

売買した土地の所有権移転登記は、換地処分に伴う登記が完了した後（平成24年2月の見込み）に行う。所有権移転登記に要する諸費用は買受人の負担とする。

## 保留地購入に関する特記事項

1. 保留地を購入された方には同和グループが提供する「基本サービス」へ必ずご加入いただくこととしております。（「同和グループ」、「基本サービス」については「なとりりんくうタウントータルタウンセキュリティ」パンフレットをご覧ください）
2. 仙南ガス株式会社の提供する天然ガスによる都市ガス事業を推奨しております。できるだけご利用いただきたいと考えております。
3. 保留地の売買契約が成立した時点で同和グループ及び仙南ガス（株）には契約された方の連絡先をお知らせすることとしております。不都合がある方は事前にその旨をお知らせください。
4. 本土地は西松建設株式会社名義に登記が行なわれた後、お客様の名義に所有権移転登記を行なっていただきます。（費用はお客様の負担となります）それ以降でないと抵当権設定登記もできませんのでご注意ください。
5. 当事業区域は全域にわたり地区計画が決定されております。内容については名取市都市計画課にご相談ください。平成23年11月に地区計画の変更が告示されておりますのでご確認ください。